

入庫時

- 発券機の横に車を止め券発行ボタンを押して駐車券を抜き取ってから入庫して下さい。
- 駐車券は折り曲げたり濡らしたりせず、出庫まで大切に保管して下さい。
- **駐車券を紛失されますと、駐車場開園時間から出庫までの利用料金をお支払いいただきますのでご注意ください。**
- **駐車場利用者の原因により現地緊急出動対応が生じた場合、当該出動費用をお支払いいただきますのでご注意下さい。**
- ゲートバーの上昇を確認のうえ、ゆっくりと駐車場内に入庫し車室枠線内に駐車して下さい。
- 万一トラブルが発生した際には、その対応のためお待ちいただく場合があります。

出庫時

- 精算機の横に車を止めて駐車券受入口に駐車券を挿入して・（割引券ご使用の方は続けて券を挿入して下さい。）料金表示に従って料金を精算して下さい。
- 紙幣を受付けない場合は、硬貨にてご精算下さい。
- 駐車券を挿入後、精算を中止する場合は取り消しボタンを押して駐車券を抜き取って下さい。
- 料金精算後、ゲートバーの上昇を確認のうえ、出庫して下さい。
- 料金精算後バックされますと、ゲートバーが下降し出庫できなくなりますのでご注意下さい。
- 前の車とは必ず、**3m**以上間隔をおいて出庫して下さい。
- 入庫時（発券行時）・出庫時（料金精算時）はゲートバーが上昇、下降しますのでご注意下さい。
- 純正エアロパーツ装着車輛、改造車及び車体の下部にプラスチック様脂等のカバーを取り付けている車両はご注意下さい。 ○ 出庫優先です。

不正行為

下記事項は不正行為となります。

- (1) 車室枠線にまたがる駐車。(2) 車室以外への駐車。(3) 駐車機器にいたずらをした場合。
 - (4) **公園管理者の事前承諾のない駐車場の利用可能時間外**の駐車。
 - (5) 料金を精算せずにゲートバーを通過した場合。
- ◎これらは当社の駐車場管理業務を妨害する等の違法行為として当局への告訴の対象となります。

■ 駐車場利用規約

(駐車拒否)

1 駐車できない車両

- (1) 一般**駐車区画（幅2.5m 奥行5.0m）**に沿わない車両、又改造を施している全ての車両。
- (2) 危険物、爆発物、悪臭を放つ物品を搭載している車両。
- (3) 駐車場の管理上、支障のある車両は駐車を拒否し、退去を要求する場合があります。

(駐車時間の期限)

2 駐車場のご利用は**駐車場の利用可能時間内**に限りです。これを超える場合は、事前に**公園管理事務所**へご連絡ください。3 駐車時間が**駐車場利用可能時間内**を超えた場合は、**駐車場管理者**は利用者（所有者を含む）へ引き取り要請をすることができるものとします。利用者はこれに直ちに応じなければなりません。又、この場合、**駐車場管理者**は駐車場の利用と安全を確保するため、その車両に対してチェーン施錠、駐車位置の変更（レッカー移動）等、必要な措置を講ずることができるものとします。

(駐車場での入出)

- 4 駐車以外の目的で当駐車場に立ち入ることは出来ません。
- 5 駐車場で入出庫する際は、周囲の安全を確認して下さい。
- 6 駐車機器のトラブルが発生した場合は無理に出庫しようとせず 緊急連絡先へご連絡下さい。

(遵守事項)

- 7 駐車場内は喫煙及び、火気の使用は厳禁です。8 駐車場内はアイドリングストップとなります。駐車時は必ずエンジンを切して下さい。
- 9 大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為を禁止します。10 場内が清潔になるように努め、ビン、缶及び紙屑、ぼろ切れ、吸い殻、雑誌等のゴミは一切捨てないで下さい。

- 11 場内での車両の駐車以外の行為（営業、宣伝、募金、著名活動等）を禁止します。
- 12 飲酒、宿泊、洗車等他人の迷惑になるような行為は禁止します。

(駐車場管理者の免責)

- 13 **駐車場管理者**は、次の事項について、責任を負いません。
- (1) 駐車場内における事故・利用者同士のトラブル。(2) 車両の盗難、滅失、損傷。
- (3) 車両の積載物、車内遺留品等の紛失・損害。(4) 他の車両により出庫を妨げられたことによる損害。(5) 地震、落雷、火災、水害等の不可抗力による損害。(6) 駐車場の利用方法、利用規約に違反した利用による損害。(7) トラブル処理に際し、交通事情等により、お待ちいただく時間・機会損失等の賠償。(8) 幼児、児童の駐車場内での遊技等による事故。

(駐車場利用者の損害賠償の責任)

- 14 不正行為、又は、利用方法、利用規約に違反した場合、管理者は車両のチェーン施錠、駐車位置の変更（レッカー移動）等、必要な措置を講ずることができるものとし、駐車場利用者（所有者及び同乗者を含む）は、①正規駐車料金、②損害賠償金（チェーン施錠、レッカー移動費用等実損諸費用）を**駐車場管理者**に支払わなければなりません。15 駐車場利用者（所有者及び同乗者を含む）は、当駐車場施設並びに駐車中の他の車両や駐車場利用者等に損害を与えた時は、直ちに、相手側にこの損害を賠償しなければなりません。

(その他)

- 16 上記**以外の事項については、すべて駐車場管理者**の指示に従って下さい